様式第２号（第９条関係）

公共施設の管理・帰属に関する協定書

第１条　喜多方市（以下「甲」という。）と、開発者

（以下「乙」という。）とは、乙が行う開発行為に伴い新たに又は従来の公共施設に替えて設置されることとなる公共施設（以下「新設公共施設」という。）の管理及び当該新設公共施設の用に供する土地の所有権の帰属に関し、以下のとおり協定する。

第２条　新設公共施設の管理権は、乙が行う開発行為に関し、当該工事完了公告の日の翌日において甲に引き継がれるものとする。

　　ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき又は、法第32条の規定に基づき甲乙が協議して甲以外の者を管理者と定めたときは、それらの者の管理に帰属する。

第３条　前条本文の規定にかかわらず開発区域を工区に分けた場合及び乙が公共施設に関する工事についてのみ法第36条の完了検査を受けた場合であって、乙があらかじめ同意しているときは、甲は開発区域の全域について工事完了がなされるまでの間、新設公共施設の管理権の引継ぎを受けないことができる。

第４条　第２条但し書きの規定に基づき甲以外の者が管理となる新設公共施設以外の新設公共施設に関して、乙は工事完了公告後直ちに当該新設公共施設の用に供する土地の所有権を甲に移転するものとする。

　　ただし、当該新設公共施設が従来の公共施設に替えて設置されるものであるときは、当該公共施設の用に供する土地の所有権の甲への移転は従前の公共施設の用に供していた土地の所有権の乙への移転と同時に行うことができる。

第５条　甲と乙は、前条の規定に基づく所有権の移転が円滑に行われるように相互に協力するものとする。

第６条　第２条但し書きの規定に基づき、甲乙が協議して乙を管理者と定めた新設公共施設については、乙は当該新設公共施設を公共施設としての円滑な利用が確保されるよう善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

第７条　前条の規定に基づき乙が善良な管理者の注意をもって管理することとなった新設公共施設に関し、乙が公共施設としての適切な管理を怠った場合、当該公共施設若しくはその用地の所有権を第三者に譲渡する契約を結ぼうとする又は結んだ場合、その他当該新設公共施設の公共施設としての円滑な利用が制限され又は制限されるおそれが生じた場合には、甲は当該新設公共施設の用地の所有権を移転することを乙に求めることができ、乙はこれを拒んではならない。

この場合において、当該所有権の移転の対価は無償とする。

第８条　乙は、当該工事完了公告後直ちに当該新設公共施設の管理台帳を整備し、甲に提出するものとする。

第９条　甲は、乙の行う開発行為に協力するものとする。

第10条 甲及び乙は、この協定を誠実に履行するものとする。

第11条 その他この協定に定めのない事項については、甲と乙で協議してこれを定めるものとする。

　　　　　年　　月　　日

甲　　住所　　喜多方市字御清水東7244番地２

喜多方市長

乙　　住所